

三種町監査委員告示第3号

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、平成25年4月4日付三種監
発一2で勧告した事項につき、別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったの
で、地方自治法第242条第9項の規定により公表する。

平成25年7月29日

三種町監査委員 神馬 均

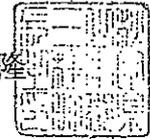
三種町監査委員 加藤 彦次郎



三種総発 一 451
平成25年7月25日

三種町監査委員 神馬 均 様
三種町監査委員 加藤 彦次郎 様

三種町長 三浦 正 隆



勧告に基づく措置について（通知）

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、平成25年4月4日三種監発一2で勧告のあった下記事項について、次のとおり措置したので通知します。

記

（勧告事項）

住民監査請求のうち、監査において接続済世帯分の欠損額と歳出還付額及び還付加算金の合計である3,063,690円については、町長（平成15年2月以降に在職した旧町の町長を含む。）及び担当課長（平成15年2月から平成24年度までに在職した担当課長を含む。）らに地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当に公金の徴収を怠る事実」は存在したものと認められることから、損害賠償の責めを負うべきと判断した。

よって平成25年7月31日を期限として、必要な措置（補填する措置「損害賠償等」）を講ずること。

（措置事項）

監査委員からの勧告を受けて、損害賠償の責めを負うべきとされた対象者から、次のとおり補てんされました。

今後の徴収事務においては、真摯に取り組み、前例踏襲に陥ることなく、適正な事務処理にあたるよう努めてまいります。

1. 損害補てん金 金3,063,690円
2. 納入者 分担金補てんの会（損害賠償の責めを負うべきとされた対象者で構成される任意の団体）
3. 納入日 平成25年7月25日